

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 17 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正等に伴い、印鑑の登録等について所要の改正を行うため。

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例（令和７年伊丹市
条例第 号）

伊丹市印鑑条例（昭和４７年伊丹市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「，名」の右に「，氏名の振り仮名（法第７条第１号の２に規定する氏名の振り仮名をいう。次号および第１０条第１項第６号において同じ。）」を，「旧氏をいう。以下同じ。）」の右に「，旧氏の振り仮名（同条に規定する旧氏の振り仮名をいう。次号および第１０条第１項第６号において同じ。）」を，「の一部を組み合わせたもの」の右に「その他規則に定めるもの」を加え，「（次に掲げるものを除く。）」を削り，同号ア及びイを削り，同条第２号中「肩書等氏名，旧氏または通称以外の事項を合わせて」を「肩書その他氏名，氏名の振り仮名，旧氏，旧氏の振り仮名または通称以外の事項を」に改める。

第１０条第１項中「場合は」を「ときは」に改め，同項第６号中「名」の右に「，氏名の振り仮名」を，「旧氏」の右に「，旧氏の振り仮名」を加え，同条第２項中「者に対し，登録している」を「ときは，印鑑の登録を受けている者に対して，当該」に改める。

付則に次の１項を加える。

（登録印鑑の消除の特例）

６ 第１０条の規定は，名について漢字をひらがなまたはカタカナに変えて表しているもので登録している印鑑が，次の各号のいずれかに該当するときについて準用する。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号。以下「改正法」という。）附則第８条第１項または第２項の規定により届出をした名の振り仮名で表されていないとき。
- (2) 改正法附則第９条第２項または第３項の規定により戸籍に記載した名の振り仮名で表されていないとき。

付 則

この条例は，令和７年５月２６日から施行する。